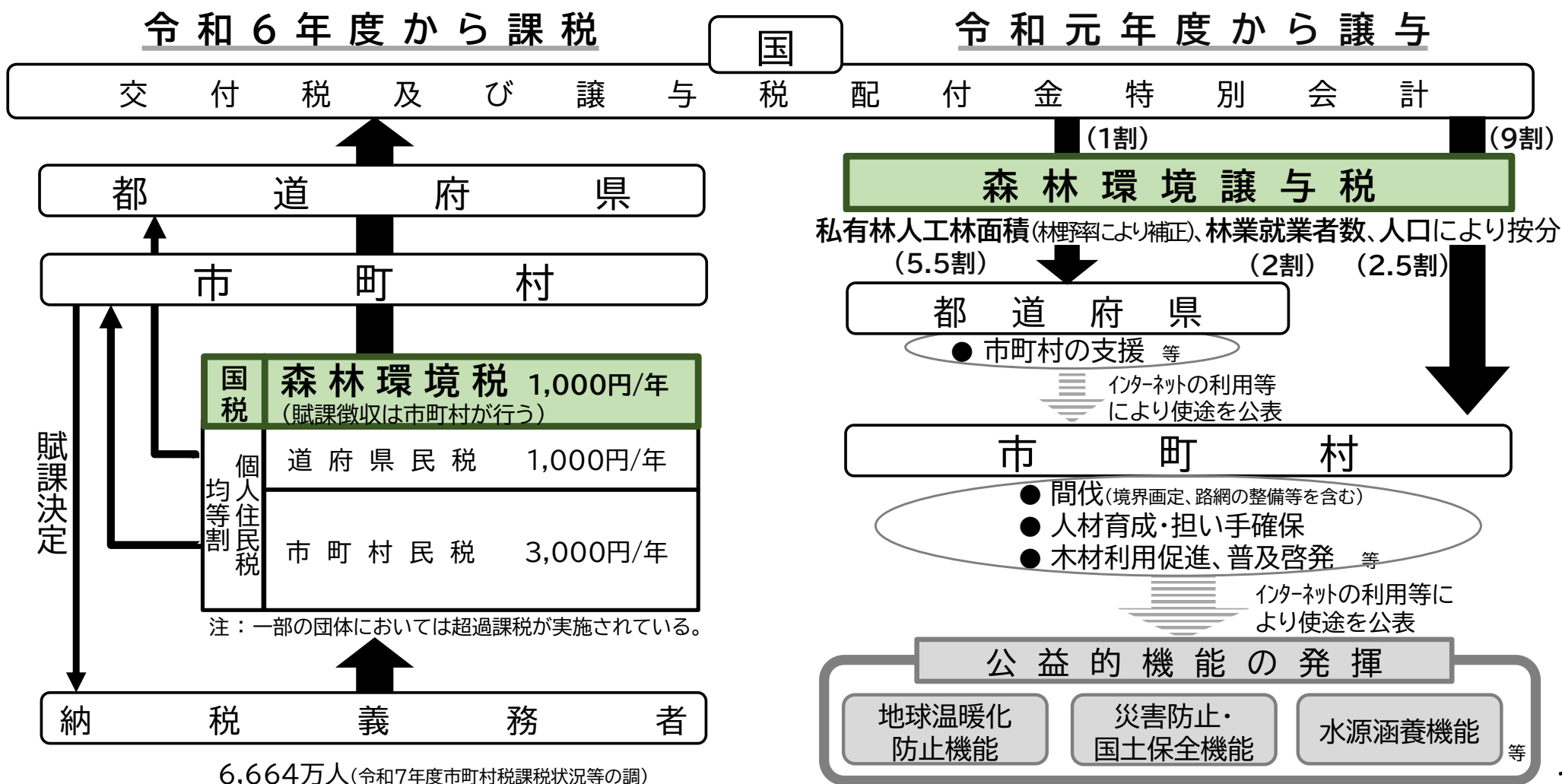


森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

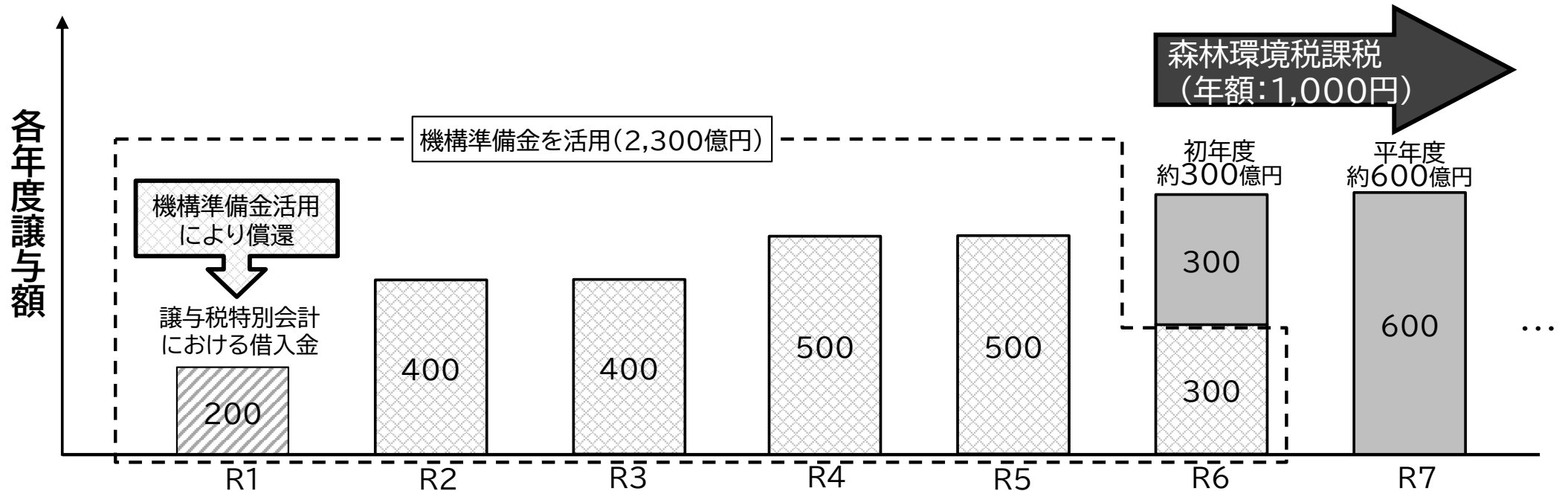
- 森林環境税及び森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設。
- 森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課する国税であり、年額1,000円を、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収し、その全額を譲与税特別会計に払い込み、これを客観的な譲与基準によって、森林環境譲与税として地方団体に譲与するもの。(令和7年度譲与実績:663億円)

【制度イメージ】



森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



| | | | | | | | |
|---------|-------|-------|---|-------|---|-------|---|
| 市:県の割合 | 80:20 | 85:15 | | 88:12 | | 90:10 | |
| (市町村分) | 160 | 340 | → | 440 | → | 約540 | → |
| (都道府県分) | 40 | 60 | → | 60 | → | 約60 | → |

【譲与基準】

| | | | |
|-------|---------------------------------|----------------|----------|
| 市町村分 | 55% : 私有林人工林面積(※以下のとおり林野率による補正) | 林野率 | 補正の方法 |
| | 20% : 林業就業者数 | 85%以上の市町村 | 1.5倍に割増し |
| 都道府県分 | 25% : 人口 | 75%以上85%未満の市町村 | 1.3倍に割増し |
| | 市町村と同じ基準 | | |

*R6以後の年度分の譲与税について適用。R5以前の年度分は、私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%の譲与割合により譲与。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

主な改正の内容

<現行制度の概要>

- 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律において、森林環境譲与税は10分の9を市町村に、10分の1を都道府県に対して譲与するものとされており、各市町村及び各都道府県に対する譲与額は、それぞれの団体間において、私有林人工林の面積(100分の55)、林業就業者数(100分の20)及び人口(100分の25)の基準により按分して算定するものとされている。
- このうち、各市町村の区域内に存する「私有林人工林の面積」については、農林業センサスの「最近に公表された結果による私有林かつ人工林の面積」によるものとされており、さらに、当該私有林人工林の面積については、同統計の「最近に公表された結果による林野率※1」に基づき、総務省令で定めるところにより補正※2を行うものとされている。
 - ※1 林野率…農林業センサスにおいて「各市町村における総土地面積に対する林野面積の割合」と定義
 - ※2 林野率が高い市町村は、一般的に奥まった森林が多く、森林整備に係る経費がかかり増しになると考えられることから、林野率が75%以上85%未満の補正係数1.3、85%以上の補正係数1.5を私有林人工林の面積に乗じる。
- 上記の「最近に公表された結果による私有林人工林の面積」及び「林野率」については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則において、農林業センサスにより調査した令和2年2月1日現在の数値を用いることとされており、現状においては、当該調査結果の数値を用いている。

<省令改正の概要>

- 今般、令和7年2月1日時点の農林業センサスの結果が令和8年3月31日に公表されたことに伴い、森林環境譲与税の算定に用いる「私有林人工林の面積」及び「林野率」について、施行規則に規定する農林業センサスの調査時点を「令和2年2月1日現在」から「令和7年2月1日現在」に改めるもの。

施行期日及び経過措置

- 施行期日 : 公布の日(令和8年7月上旬を予定)
- 経過措置 : 改正後の規定は、令和8年9月以後に譲与する森林環境譲与税について適用

参照条文

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)(抄)

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則(平成三十一年総務省令第四十号)(抄)

| 法律 | 省令 | | | | | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------|-----|
| <p>(市町村に対する森林環境譲与税の譲与の基準)</p> <p>第二十八条 森林環境譲与税の十分の九に相当する額(以下この項において「市町村譲与額」という。)は、市町村に対して譲与するものとし、市町村譲与額の百分の五十五に相当する額を各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積(統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果による私有林かつ人工林の面積をいう。次項及び次条において同じ。)で、市町村譲与額の百分の二十に相当する額を各市町村の林業就業者数(官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村において林業に就業する者の数をいう。)で、市町村譲与額の百分の二十五に相当する額を各市町村の人口(官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。同条において同じ。)で按分して譲与するものとする。</p> <p>2 前項の各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積については、各市町村の林野率(統計法第二条第四項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果による林野率をいう。)に基づき、総務省令で定めるところにより補正するものとする。</p> <p>(都道府県に対する森林環境譲与税の譲与の基準)</p> <p>第二十九条 森林環境譲与税の十分の一に相当する額(以下この条において「都道府県譲与額」という。)は、都道府県に対して譲与するものとし、都道府県譲与額の百分の五十五に相当する額を各都道府県の区域内の各市町村に係る私有林人工林の面積を合算した面積で、都道府県譲与額の百分の二十に相当する額を各都道府県の林業就業者数(官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県において林業に就業する者の数をいう。)で、都道府県譲与額の百分の二十五に相当する額を各都道府県の人口で按分して譲与するものとする。</p> <p>(命令への委任)</p> <p>第三十五条 この法律に定めるもののほか、市町村及び都道府県に対して譲与する森林環境譲与税の額の計算に関し必要な細目その他この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。</p> | <p>(法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の算定)</p> <p>第一条の二 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(以下「法」という。)第二十八条第一項に規定する各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積(以下この条、次条、第四条及び附則第三条において「私有林人工林の面積」という。)は、農林業センサス規則(昭和四十四年農林省令第三十九号)により調査した令和二年二月一日現在における私有林かつ人工林の面積とする。ただし、当該私有林人工林の面積が公表された後において市町村の廃置分合があったときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の私有林人工林の面積を関係市町村の私有林人工林の面積に加え、又は関係市町村の私有林人工林の面積から減じたものとして総務大臣が定める私有林人工林の面積とすることができる。</p> <p>(令三総省令六九・追加、令五総省令三六・旧第一条繰下)</p> <p>(法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の補正)</p> <p>第一条の三 私有林人工林の面積は、次の表の上欄に掲げる市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1144 1023 2096 1273"> <thead> <tr> <th>市町村の区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林業センサス規則により調査した令和二年二月一日現在における当該市町村の区域に係る林野率(次項において「林野率」という。)が百分の七十五以上百分の八十五未満であるもの</td> <td>一・三</td> </tr> <tr> <td>林野率が百分の八十五以上であるもの</td> <td>一・五</td> </tr> </tbody> </table> | 市町村の区分 | 率 | 農林業センサス規則により調査した令和二年二月一日現在における当該市町村の区域に係る林野率 (次項において「林野率」という。)が百分の七十五以上百分の八十五未満であるもの | 一・三 | 林野率が百分の八十五以上であるもの | 一・五 |
| 市町村の区分 | 率 | | | | | | |
| 農林業センサス規則により調査した令和二年二月一日現在における当該市町村の区域に係る林野率 (次項において「林野率」という。)が百分の七十五以上百分の八十五未満であるもの | 一・三 | | | | | | |
| 林野率が百分の八十五以上であるもの | 一・五 | | | | | | |

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部改正

(1) 現行制度の概要

- 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法」という。）第28条第1項及び第29条において、森林環境譲与税は10分の9を市町村に、10分の1を都道府県に対して譲与するものとされている。
また、各市町村及び都道府県に対する譲与額は、それぞれの団体間において、私有林人工林の面積（100分の55）、林業就業者数（100分20）、人口（100分の25）の基準により按分して算定するものとされている（譲与時期は各年度中9月及び3月）。
- このうち、各市町村の区域内に存する「私有林人工林の面積」については、「農林業構造統計の最近に公表された結果による私有林かつ人工林の面積」によるものとされている（法第28条第1項）。
- さらに、当該私有林人工林の面積については、同統計の「最近に公表された結果による林野率^{*1}」に基づき、総務省令で定めるところにより補正^{*2}を行うものとされている（法第28条第2項）。
- 上記の「最近に公表された結果による私有林人工林の面積」及び「林野率」については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成31年総務省令第40号。以下「則」という。）第1条の2及び第1条の3において、農林業構造統計を作成するための調査（以下「農林業センサス」という。）により調査した令和2年2月1日現在の数値を用いることとされており、現状においては、当該調査結果の数値を用いている。
※1 林野率…農林業センサスにおいて「各市町村における総土地面積に対する林野面積の割合」と定義
※2 林野率が高い市町村は、一般的に奥まった森林が多く、森林整備に係る経費がかかり増しになると考えられることから、林野率が75%以上85%未満の補正係数1.3、85%以上の補正係数1.5を私有林人工林の面積に乗じる。

(2) 省令改正の概要

- 今般、令和7年2月1日時点の農林業センサスの結果が令和8年3月31日に公表されたことに伴い、森林環境譲与税の算定に用いる「私有林人工林の面積」及び「林野率」について、則第1条の2及び第1条の3において規定する農林業センサスの調査時点を「令和2年2月1日現在」から「令和7年2月1日現在」に改めるもの（改正後の則第1条の2及び第1条の3）。

(3) 施行期日及び経過措置等

- 施行期日：公布の日
- 経過措置：改正後の則第1条の2及び第1条の3の規定は、令和8年9月以後に譲与する森林環境譲与税について適用するもの。
- 制定文：則第1条の2及び則第1条の3は、法第28条第2項及び第35条の規定に基づく委任命令であるため、制定文は「法第二十八条第二項及び第三十五条の規定に基づき」とする。

○総務省令第 号

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二十八条第二項及び第三十五条の規定に基づき、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

総務大臣 林 芳正

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の算定)
 第一条の二 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(以下「法」という。)第二十八条第一項に規定する各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積(以下この条、次条、第四条及び附則第三条において「私有林人工林の面積」という。)は、農林業センサス規則(昭和四十四年農林省令第三十九号)により調査した令和七年二月一日現在における私有林かつ人工林の面積とする。ただし、当該私有林人工林の面積が公表された後において市町村の廃置分合があつたときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の私有林人工林の面積を関係市町村の私有林人工林の面積に加え、又は関係市町村の私有林人工林の面積から減じたものとして総務大臣が定める私有林人工林の面積とすることができる。

(法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の算定)
 第一条の二 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(以下「法」という。)第二十八条第一項に規定する各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積(以下この条、次条、第四条及び附則第三条において「私有林人工林の面積」という。)は、農林業センサス規則(昭和四十四年農林省令第三十九号)により調査した令和二年二月一日現在における私有林かつ人工林の面積とする。ただし、当該私有林人工林の面積が公表された後において市町村の廃置分合があつたときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の私有林人工林の面積を関係市町村の私有林人工林の面積に加え、又は関係市町村の私有林人工林の面積から減じたものとして総務大臣が定める私有林人工林の面積とすることができる。

(法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の補正)
 第一条の三 私有林人工林の面積は、次の表の上欄に掲げる市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

(法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の補正)
 第一条の三 私有林人工林の面積は、次の表の上欄に掲げる市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 市町村の区分 | 率 |
| 農林業センサス規則により調査した令和七年二月一日現在における当該市町村の区域に係る林野率(次項において「林野率」という。)が百分の七十五以上百分の八十五未満であるもの | [略] |
| [略] | [略] |

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 市町村の区分 | 率 |
| 農林業センサス規則により調査した令和二年二月一日現在における当該市町村の区域に係る林野率(次項において「林野率」という。)が百分の七十五以上百分の八十五未満であるもの | [同上] |
| [同上] | [同上] |

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則第一条の二の規定は、令和八年度以後の年度分の森林環境譲与税について適用し、令和七年度分までの森林環境譲与税については、なお従前の例による。

＜参照条文＞

○ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）抄 （森林環境譲与税）

第二十七条 森林環境譲与税は、森林環境税の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与するものとする。

（市町村に対する森林環境譲与税の譲与の基準）

第二十八条 森林環境譲与税の十分の九に相当する額（以下この項において「市町村譲与額」という。）は、市町村に対して譲与するものとし、市町村譲与額の百分の五十五に相当する額を各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果による私有林かつ人工林の面積をいう。次項及び次条において同じ。）で、市町村譲与額の百分の二十に相当する額を各市町村の林業就業者数（官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村において林業に就業する者の数をいう。）で、市町村譲与額の百分の二十五に相当する額を各市町村の人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。同条において同じ。）で按分して譲与するものとする。

2 前項の各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積については、各市町村の林野率（統計法第二条第四項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果による林野率をいう。）に基づき、総務省令で定めるところにより補正するものとする。

（都道府県に対する森林環境譲与税の譲与の基準）

第二十九条 森林環境譲与税の十分の一に相当する額（以下この条において「都道府県譲与額」という。）は、都道府県に対して譲与するものとし、都道府県譲与額の百分の五十五に相当する額を各都道府県の区域内の各市町村に係る私有林人工林の面積を合算した面積で、都道府県譲与額の百分の二十に相当する額を各都道府県の林業就業者数（官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県において林業に就業する者の数をいう。）で、都道府県譲与額の百分の二十五に相当する額を各都道府県の人口で按分して譲与するものとする。

（譲与時期及び各譲与時期の譲与額）

第三十条 森林環境譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる譲与時期に、第二十八条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の十分の九に相当する額を、前条の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の十分の一に相当する額を譲与する。

| | |
|------|-------------------------------------------------|
| 譲与時期 | 各譲与時期に譲与すべき額 |
| 九月 | 当該年度の初日の属する年の三月から八月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額 |
| 三月 | 当該年度の初日の属する年の九月から翌年の二月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額 |

2 前項に規定する各譲与時期に譲与することができなかつた金額があるとき、又は当該譲与時期において譲与すべき額を超えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、当該譲与時期以後の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第三十三条 総務大臣は、第二十八条第二項若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は市町村及び都道府県に対して譲与すべき森林環境譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

(森林環境譲与税の用途)

第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 一 森林の整備に関する施策
- 二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二条第三項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策
- 二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策
- 三 前項第二号に掲げる施策

3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の用途に関する事項について、イン

ターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

○ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成31年総務省令第40号）

（法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の算定）

第一条の二 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第一項に規定する各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積（以下この条、次条、第四条及び附則第三条において「私有林人工林の面積」という。）は、農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）により調査した令和二年二月一日現在における私有林かつ人工林の面積とする。ただし、当該私有林人工林の面積が公表された後において市町村の廃置分合があったときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の私有林人工林の面積を関係市町村の私有林人工林の面積に加え、又は関係市町村の私有林人工林の面積から減じたものとして総務大臣が定める私有林人工林の面積とすることができる。

（法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の補正）

第一条の三 私有林人工林の面積は、次の表の上欄に掲げる市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

| 市町村の区分 | 率 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 農林業センサス規則により調査した令和二年二月一日現在における当該市町村の区域に係る林野率（次項において「林野率」という。）が百分の七十五以上百分の八十五未満であるもの | 一・三 |
| 林野率が百分の八十五以上であるもの | 一・五 |